

# 経済産業省

20170727 貿局第1号  
輸出注意事項29第16号  
輸入注意事項29第3号  
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年8月10日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成29年8月16日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後								現行							
輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）第1条の2及び輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）第2条の2及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第1条の2に規定する電子情報処理組織を使用した申請の手続等の運用に係る各様式の申請項目について、下記の各別表のとおり定め、平成22年2月21日から実施する。								輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）第1条の2及び輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）第2条の2及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第1条の2に規定する電子情報処理組織を使用した申請の手続等の運用に係る各様式の申請項目について、下記の各別表のとおり定め、平成22年2月21日から実施する。							
記								記							
《輸出》～《マスターコード》（略）								《輸出》～《マスターコード》（略）							
別表第1～別表第5（略）								別表第1～別表第5（略）							
別表第6 輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35-3（有害化学物質））及び35の4（特定水銀）の申請項目（特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係）								別表第6 輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35-3（有害化学物質））及び35の4（特定水銀）の申請項目（特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係）							
項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数	項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
1～4（略）								1～4（略）							
5	申請担当者 部署名	●	●	日本語	40	代理者が電子申請を行う場合は、「部署名」に社名、部署名を入力し、担当者の連絡先を入力すること。また、申請者が個人の場合は、「部署名」に「個人」と入力し、連絡先を入力すること。 <u>「規制物質の分類」に07、08、09のいずれかが含まれる場合、「申請担当者 FAX」は必須入力</u>		5	申請担当者 部署名	●	●	日本語	40	代理者が電子申請を行う場合は、「部署名」に社名、部署名を入力し、担当者の連絡先を入力すること。また、申請者が個人の場合は、「部署名」に「個人」と入力し、連絡先を入力すること。	
6	申請担当者 氏名	●	●	日本語	40			6	申請担当者 氏名	●	●	日本語	40		
7	申請担当者 電話番号	●	●	英数字	20			7	申請担当者 電話番号	●	●	英数字	20		
8	申請担当者 FAX	■	■	英数字	20			8	申請担当者 FAX	○	○	英数字	20		
9	申請担当者 メールアドレス	●	●	英数字	100			9	申請担当者 メールアドレス	●	●	英数字	100		
10～12（略）								10～12（略）							

13	買主 電話番号	■	■	英数字	20	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
14	買主 FAX	■	■	英数字	20	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
15	買主 メールアドレス	■	■	英数字	100	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
16	買主 事業内容	■	■	日本語	800	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
17~26 (略)						
27	荷受人 電話番号	■	■	英数字	20	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
28	荷受人 FAX	■	■	英数字	20	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
29	荷受人 事業内容	■	■	日本語	800	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
30~36 (略)						
37	支払人 支払人名	○	○	日本語	60	
38	支払人 所在地国コード	○	○	英数字	2	別紙3(国コード表)
39	支払人 所在地住所	○	○	日本語	200	
40~47 (略)						

13	買主 電話番号	○	○	英数字	20	
(追加)						
(追加)						
14	買主 事業内容	○	○	日本語	800	
15~24 (略)						
25	荷受人 電話番号	○	○	英数字	20	
(追加)						
26	荷受人 事業内容	○	○	日本語	800	
27~33 (略)						
34	支払人 支払人名	●	●	日本語	60	
35	支払人 所在地国コード	●	●	英数字	2	別紙3(国コード表)
36	支払人 所在地住所	●	●	日本語	200	
37~44 (略)						

48	支払人 HP アドレス	○	○	日本語	300		
49	中間取引者 中間取引者名	■	■	日本語	60	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力	10
50	中間取引者 所在地 国コード	■	■	英数字	2	別紙3(国コード表) 「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力	
51	中間取引者 所在地 住所	■	■	日本語	200	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力	
52	中間取引者 事業内容	■	■	日本語	800	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力	
53	仕向地 国コード	●	●	英数字	2	別紙3(国コード表)	5
54～60 (略)							
61	取引明細 当該貨物の外観及び荷姿	■	■	日本語	60	「規制物質の分類」に09 以外の分類が含まれる場合は必須入力	
62	取引明細 当該貨物(含有物については規制物質)の IUPAC 名	■	■	日本語	60	含有物の場合は、規制物質の IUPAC 名 「規制物質の分類」に09 以外の分類が含まれる場合は必須入力	
63	取引明細 当該貨物の通称名	■	■	日本語	60	「規制物質の分類」に09 以外の分類が含まれる場合は必須入力	
64	取引明細 当該貨物(含有物については規制物質)の CAS 番号	■	■	英数字	30	含有物の場合は、規制物質の CAS 番号 「規制物質の分類」に09 以外の分類が含まれる場合は必須入力	
65	取引明細 当該貨物(含有物については	■	■	英数字	30	含有物の場合は、規制物質の国連番号	

45	支払人 HP アドレス	○	○	日本語	300		
(追加)							
(追加)							
(追加)							
(追加)							
46	仕向地 国コード	●	●	英数字	2	別紙3(国コード表)	5
47～53 (略)							
54	取引明細 当該貨物の外観及び荷姿	●	●	日本語	60		
55	取引明細 当該貨物(含有物については規制物質)の IUPAC 名	●	●	日本語	60	含有物の場合は、規制物質の IUPAC 名	
56	取引明細 当該貨物の通称名	●	●	日本語	60		
57	取引明細 当該貨物(含有物については規制物質)の CAS 番号	●	●	英数字	30	含有物の場合は、規制物質の CAS 番号	
58	取引明細 当該貨物(含有物については	●	●	英数字	30	含有物の場合は、規制物質の国連番号	

	規制物質)の国連番号					「 <u>規制物質の分類</u> 」に09以外の分類が含まれる場合は必須入力
66~71 (略)						
72	取引明細 製造業者又は輸入業者の電話番号	■	■	英数字	20	輸入業者の場合は、輸入業者の電話番号 「 <u>規制物質の分類</u> 」に07、08、09のいずれかが含まれる場合は必須入力
73	取引明細 製造業者又は輸入業者のFAX番号	■	■	英数字	20	輸入業者の場合は、輸入業者のFAX番号 「 <u>規制物質の分類</u> 」に07、08、09のいずれかが含まれる場合は必須入力
74	取引明細 製造業者又は輸入業者の事業内容	■	■	日本語	800	輸入業者の場合は、輸入業者の事業内容 「 <u>規制物質の分類</u> 」に07、08、09のいずれかが含まれる場合は必須入力
75	取引明細 統計品目番号	■	■	英数字	10	「 <u>規制物質の分類</u> 」に07、08、09のいずれかが含まれる場合は必須入力
76~93 (略)						
94	申請理由	●	●	日本語	1000	
95	輸出の承認要件に適合するとした具体的説明	■	■	日本語	1000	「 <u>規制物質の分類</u> 」に09が含まれる場合は必須入力
96	訂正理由	-	●	日本語	1000	訂正申請のみ入力可
97~99 (略)						

	規制物質)の国連番号					
59~64 (略)						
65	取引明細 製造業者又は輸入業者の電話番号	○	○	英数字	20	輸入業者の場合は、輸入業者の電話番号
(追加)						
(追加)						
66	取引明細 統計品目番号	■	■	英数字	10	「 <u>規制物質の分類</u> 」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意
67~84 (略)						
85	申請理由	●	●	日本語	1000	
(追加)						
86	訂正理由	-	○	日本語	1000	訂正申請のみ入力可
87~89 (略)						

<u>100</u>	需要者 電話番号	■	■	英数字	20	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
<u>101</u>	需要者 FAX	■	■	英数字	20	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
<u>102</u>	需要者 メールアドレス	■	■	英数字	100	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
<u>103</u>	需要者 事業内容	■	■	日本語	800	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
<u>104~109</u> (略)						
<u>110</u>	需要者 HP アドレス	○	○	日本語	300	
<u>111</u>	需要者 保管場所所在地	■	■	日本語	200	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
<u>112</u>	最終需要者 使用予定工場名	■	■	日本語	100	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
<u>113</u>	最終需要者 使用予定工場所在地	■	■	日本語	300	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
<u>114</u>	最終需要者 受入予定年月日	■	■	日本語	40	「規制物質の分類」に07、08、09 のいずれかが含まれる場合は必須入力
<u>115</u>	最終需要者 貨物の用途	●	●	日本語	800	
<u>116</u>	当該貨物の輸出実績の有無	●	●	英数字	1	0:無 1:有 当該貨物と同一貨物、

<u>90</u>	需要者 電話番号	○	○	英数字	20	
(追加)						
(追加)						
<u>91</u>	需要者 事業内容	○	○	日本語	800	
<u>92~97</u> (略)						
<u>98</u>	需要者 HP アドレス	○	○	日本語	300	
(追加)						
<u>99</u>	最終需要者 使用予定工場名	○	○	日本語	100	
<u>100</u>	最終需要者 使用予定工場所在地	○	○	日本語	300	
(追加)						
<u>101</u>	最終需要者 貨物の用途	●	●	日本語	800	
<u>102</u>	当該貨物の輸出実績の有無	●	●	英数字	2	0:無 1:有 当該貨物と同一貨物、



(略)						
11	発行国コード	■	■	英数字	2	別紙3(国コード表) 「品目コード」が "WC18"の場合は入力 不可、それ以外は必須
12	輸出許可書番号	■	■	英数字	30	「品目コード」が "WC18"の場合は入力 不可、それ以外は必須
(略)						
15	原産地 国コード	■	■	英数字	2	別紙3(国コード表) 「品目コード」が "WC18"以外の場合は 必須
(略)						

〈入力注意事項〉(略)

別表第15～別表第24 (略)

別紙1～別紙6 (略)

別紙7 品目コード表

〈貿易経済協力局貿易管理部農水産室割当品目〉～〈貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課割当品目〉 (略)

〈輸入二号承認品目〉

品目	品目コード
(略)	
輸入公表 <u>三の九の(3)</u> に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろ	TA25
(略)	
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海草及びその調製品	TA07

(略)						
11	発行国コード	■	■	英数字	2	別紙3(国コード表) 「品目コード」が "WHAL"の場合は入力 不可、それ以外は必須
12	輸出許可書番号	■	■	英数字	30	「品目コード」が "WHAL"の場合は入力 不可、それ以外は必須
(略)						
15	原産地 国コード	■	■	英数字	2	別紙3(国コード表) 「品目コード」が "WHAL"以外の場合は 必須
(略)						

〈入力注意事項〉(略)

別表第15～別表第24 (略)

別紙1～別紙6 (略)

別紙7 品目コード表

〈貿易経済協力局貿易管理部農水産室割当品目〉～〈貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課割当品目〉 (略)

〈輸入二号承認品目〉

品目	品目コード
(略)	
輸入公表 <u>三の九の(6)</u> に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろ	TA25
(略)	
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海草及びその調製品	TA07

<u>ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。）を原産地とする全貨物</u>	<u>TA28</u>
輸入公表三の九の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（同二の第一の表中三の九の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ニシネズミザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに <u>三の九の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物</u>	TA16
輸入公表三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモンテリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品	TA17
輸入公表三の九の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの	TA27
(削る)	
<u>輸入公表三の九の(7)に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀</u>	<u>TA29</u>

<輸入二の二号承認品目>

品目	品目コード
(略)	
ダイヤモンド（関税率表第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するもの。ただし、輸入公表三の八の(7)の手續により輸入されるものを除く。）	TA24
<u>水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第1項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品</u>	<u>TA30</u>

(追加)	
輸入公表三の九の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（同二の第一の表中三の九の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ニシネズミザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに <u>三の九の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物</u>	TA16
輸入公表三の九の(4)のイに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモンテリオール議定書附属書Aに掲げる物質及び附属書Dに掲げる製品、 <u>同三の九の(4)のロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書Bに掲げる物質、同三の九の(4)のハに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループⅡに属する物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質、同三の九の(4)のニに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループⅢに属する物質並びに同三の九の(4)のホに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループⅠに属する物質</u>	TA17
輸入公表三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの	TA27
<u>ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。）を原産地とする全貨物</u>	<u>TA28</u>

(追加)

<輸入二の二号承認品目>

品目	品目コード
(略)	
ダイヤモンド（関税率表第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するもの。ただし、輸入公表三の八の(7)の手續により輸入されるものを除く。）	TA24

(追加)

<輸入公表三の7の(2)、(3)、(4)及び(5)>～<輸入公表三の7の(12)> (略)

別紙8～別紙10 (略)

別紙11 規制物質コード表(輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質)

A. 35の3(1)の規制物質(ロッテルダム条約附属書Ⅲ)

規制物質コード	規制物質名称
010010～010220	(略)
010230	水銀化合物(水俣条約関係の特定水銀化合物を除く。)
010240～010390	(略)

B. 35の3(2)の規制物質(農薬取締法規定の農薬成分)

規制物質コード	規制物質名称
(削る)	
020020～020060	(略)
<u>020070</u>	<u>水銀</u>

C. 35の3(3)の規制物質(毒物及び劇物取締法規定の特定毒物) (略)

D. 35の3(5)の規制物質(労働安全衛生法施行令規定の貨物)

規制物質コード	規制物質名称
050010～050060	(略)
050030	石綿(クリソタイル)
050040～050070	(略)

E～H (略)

<輸入公表三の7の(2)、(3)、(4)及び(5)>～<輸入公表三の7の(12)> (略)

別紙8～別紙10 (略)

別紙11 規制物質コード表(輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質)

A. 35の3(1)の規制物質(ロッテルダム条約附属書Ⅲ)

規制物質コード	規制物質名称
010010～010220	(略)
010230	<u>水銀及び水銀化合物(水俣条約関係の特定水銀及び特定水銀化合物を除く。)</u>
010240～010390	(略)

B. 35の3(2)の規制物質(農薬取締法規定の農薬成分)

規制物質コード	規制物質名称
<u>020010</u>	<u>1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ガンマBHC)</u>
020020～020060	(略)

(追加)

C. 35の3(3)の規制物質(毒物及び劇物取締法規定の特定毒物) (略)

D. 35の3(5)の規制物質(労働安全衛生法施行令規定の貨物)

規制物質コード	規制物質名称
050010～050020	(略)
050030	石綿( <u>アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロンドライト、トレモライト、クリソタイル</u> )
050040～050070	(略)

E～H (略)

別紙 1 2 (略)

別紙 1 2 (略)